平成２７年（フ）第１０２８号
大阪府豊中市曽根東町６丁目11番10号、前住所大阪府豊中市三和町２丁目２番36―202号
債務者　赤川　　司
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０３０号
大阪府大東市曙町６番218号　住道パークハイツ
債務者　柳生　梨沙
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０６７号
大阪府東大阪市岩田町６丁目３番19号　オリタ文化
債務者　柳生　邦子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０９２号
東京都町田市金井６丁目45番34号エステートカナイ101
債務者　眞砂修一郎
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４８号
横浜市都筑区東山田町1370番地
債務者　丸尾眞実子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５８号
横浜市磯子区岡村５丁目６番３号　サンライフ岡村201号（住民票上の住所）
債務者　新保　由佳
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８号
茨城県日立市千石町３丁目９番５号
債務者　小池　俊行
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午前11時30分
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第６７号
東京都府中市押立町１―９―１介護老人保健施設ふれあいの里、住民票上の住所東京都三鷹市上連雀３丁目12番７号第２ハウスコーフー106
債務者　神　　貞男
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９５号
静岡市葵区北５丁目10番１号、旧住所静岡市葵区北５丁目26番30号
債務者　中込　秀一
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０号
岡山市中区門田文化町１丁目２番12号セントエルモ門田文化町106
債務者　石井　靖二
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９号
岡山県瀬戸内市長船町飯井852番地１
債務者　今岡　祐子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６号
岡山市中区山崎263番地１ニューファミール山崎Ｂ―102
債務者　牧　　友和（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２２４号
東京都世田谷区下馬２丁目31―33―305
債務者　渡辺　浩之
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２８号
東京都福生市大字福生912番地１メゾンエリゼ202号室
債務者　小林　清美
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４号
熊本県球磨郡あさぎり町上西835番地２救護施設しらがね寮
債務者　杉本　宗大
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部